

子ども用 「人権110番」を開設

釧路地方法務局と釧路人権擁護委員連合会では「子どもの人権110番」を開設し、子どもの人権にかかわる問題に、釧路人権擁護委員連合会の子どもの人権専門委員が相談に対応します。

日 6月28日(月)～7月4日(日)
8時30分～19時(土・日は10時～17時)
フリーダイヤル 0120-007-110番

問 釧路地方法務局人権擁護課
TEL 0154(31)5014番

育児・介護休業法が 改正されます

【改正育児・介護休業法のポイント】

- 1 3歳までの子を養育する労働者のための短時間勤務制度および所定外労働(残業)の免除の義務化(平成22年6月30日施行)
 - 2 子の看護休暇の拡充(平成22年6月30日施行)
 - 3 父親の育児休業の取得促進(平成22年6月30日施行)
- (1)パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)

- (2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進
- (3) 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

- 4 介護休暇の新設(平成22年6月30日施行)

- 5 法の実効性の確保

- (1) 苦情処理・紛争解決の援助の創設(平成21年9月30日施行)

- (2) 調停の仕組みの創設(平成22年4月1日施行)

- (3) 勧告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料の創設(平成21年9月30日施行)

詳しくは、北海道労働局雇用均等室TEL011(709)2715番へお問い合わせください。

根室サッカースクール U-8 参加者募集

根室市サッカー協会は、キッズサッカー教室の参加者を募集しています。

対 未就学児および小学校2年生以下で、サッカー少年団は除きます。

日 毎週月曜 幼児11時～20時、小学生11時～20時30分

場 啓雲中学校体育館
料 600円(スポーツ安全保険)

料) ※運営要項は協会HPをご覧ください。
<http://www17.pala.or.jp/NEA/>

問 キッズ委員会 隅田
TEL 0800-559601-5286番

梅田ワールド 「絵本原画展&講演会」を開催

図書館パスの挿入絵を手掛けた画家梅田俊作・佳子さんご夫妻を招き、講演会と絵本原画展を開催します。

【絵本原画展】絵本「おかあさんもようちえん」
期間 6月16日(水)10時～20日(日)15時

【講演会】心意気村の人々「しらふり」から13年―
日 7月4日(日)13時30分～15時

場 いずれも市図書館集会所
料 無料

問 市図書館TEL(23)5974番、読書会一休さん菅原TEL(23)5489番

根室年金受給者協会 「第31回パークゴルフ大会開催

日 6月18日(金)13時
場 市宮宝林パークゴルフ場

料 700円(会場利用料は各自負担)

申 管理棟の参加申込書
申込締切 6月11日(金)
※参加は会員に限ります。

問 年金受給者協会 中川
TEL(24)3464番

「難病フォーラム 2010」を開催

難病患者や家族の方を対象に、生活・医療相談・転倒予防体操教室・介護用具展示などを行う「難病フォーラム2010」をみて・きいて・かんじて」を開催します。フォーラムと併せて、特定疾患医療受給者証の更新申請の相談と用紙配布も行います。

日 6月21日(月)11時～16時
場 総合文化会館多目的ホール
問 根室保健所子ども保健推進課
TEL(23)5161番

許すな密入国・不法滞在! あなたの目が根室を守る!

現在日本には、約11万人の不法滞在外国人がいます。

不法滞在者等の多くは不法就労を行い、その一部は国際犯罪組織との関与を深めるなど社会問題となっています。不法外国人から地域の安全を守るためには、警察のみならず市民の皆さんのご理解とご協力が必要です。

「おかしいな?」と思ったら、警察署または最寄りの交番・駐在所までお知らせください。
〓 根室警察署 〓

根室での多重債務 巡回相談を実施します

北海道財務局が主催し、多重債務に悩む方々への巡回相談を実施します。秘密は固く守られますので、事前予約のうえお気軽にご相談ください。

日 6月15日(火)9時～17時

場 総合文化会館
予約受付 前日まで電話で申し込み。9時～17時

申・問 北海道財務局多重債務者相談室窓口
TEL 011(807)5144番

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

国内および道内在住の外国人労働者は年々増加していますが、さまざまな問題も発生しています。外国人を雇い入れる場合は、次のことを確認し「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

①雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。

②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。

③社会保険の加入等の、雇用管理は適正に行いましょう。
〓 ハローワーク根室公共職業安定所 〓